

続をお願いします。 要な方は、3月31日までに手 廃車や住所変更の手続が必

があります。 ときは、住所変更をする必要

税されます。 の手続が済んでない場合は課 されます。 譲渡や廃棄をしても、 |自動車税は4月1日現在 所有されている方に課税 また、転出した

廃



寺続が済んでいるかご確認ください! 軽自動車等の廃車手続について

◎桂川町ナンバーの場合は、役場税務課窓口で手続できます。

< 125cc 以下のバイク、小型特殊自動車(農耕作業用等)>

手続きに関する必要書類一覧

【登録のとき】

)・・・必要

<u> </u>								
申請の内容		販売 証明書	廃車申告 受付書	譲渡 証明書	ナンバー プレート	標識交付 証明書	印鑑	身分 証明書
購入したとき								
譲り受けたとき	廃車手続済							
	未廃車							
転入したとき	廃車手続済							
	未廃車							

【譲渡・転出・廃車のとき】

・・必要

申請の内容	盗難届 受理番号	ナンバー プレート	標識交付 証明書	印鑑	身分 証明書
盗難にあったとき					
転出するとき (転入先でも手続きができます)					
譲渡または廃棄するとき					

- ※本人確認のため、身分証明書(免許証等)が必要になります。
- ※盗難による廃車の場合は、警察署に必ず盗難届けを提出してください。
- ※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金(150円)が必要です。

◎筑豊ナンバー(軽乗用車)の場合は、役場で手続きできません。



車種	手続先		
原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)	各市町村		
小型特殊自動車			
軽自動車	軽自動車検査協会		
125cc を超え 250cc 以下のバイク	全国軽自動車協会連合会		
二輪の小型自動車 (250cc を超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局		

問合先 税務課 税務係 ☎65·1076